

（趣旨）

第1条 この要領は、札幌大学奨学生規程第14条第3項の規定に基づき、生活支援奨学生（学業・入学）の継続要件に関して必要な事項を定める。

（資格の要件）

第2条 生活支援奨学生（学業・入学）の継続要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 1セメスター当たりの平均修得単位が15単位以上及びG P Aが2.7以上とする。
- 2 前項第1号で使用する平均修得単位は、卒業要件科目の修得単位の累計に基づき算出する。
- 3 認定留学及び交換留学期間中は、前項第1号による資格継続の判断を行わない。

（資格の中断）

第3条 次の各号に該当するとき、生活支援奨学生（学業・入学）の資格を中断する。

- （1） 2期連続したセメスターで、第2条第1項第1号に定める資格の要件を満たさないとき。
- （2） 休学したとき。

（資格の復活）

第4条 前条により資格を中断された者が、第2条第1項に定める資格の要件を満たしたとき及び復学したとき、生活支援奨学生（学業・入学）の資格の復活をすることができる。

（資格の喪失）

第5条 前条により資格の復活をした者が、再び第3条に定める資格の中断に該当するは、生活支援奨学生（学業・入学）の資格を喪失する。

附 則

この施行細則は、平成28年12月1日から施行する。